

れた社会であり、そのためには各個人が社会のそれぞれの領域でその機能の不可欠な要素(有用な者)として参加していかなければならない。とくに職業領域で安定した場所(位置・地位)の確保は、個々人とグループ全体が社会的有用性をもち、社会的紐帯、相互依存関係をむすぶための前提である。有用性—相互依存関係のある状況を「結合した社会」または「社会的統一性 *cohésion sociale*」(筆者は以前に「社会的結合」と訳し、本報告書の第Ⅱ編では「社会的結合」と訳されている)が保持された状況である>(以下、<>は他者の論・記述から筆者の判断でまとめた文章であり、「 」の文章は直接の引用箇所である)。この社会論に影響され、フランスでは社会諸施策の評価基準の1つとして、「社会への帰属」、「社会的統一性」が保持できるか、否かが問われてきたし、今もそうである。デュルケム自身は「排除」概念を展開したわけではないが、フランス人にとって「排除」とは統一性をもった社会に亀裂をもたらす「容認できない状況」であり、社会政策の有効性を疑わせる強いインパクトのある言葉なのである。

(2) 新しい「排除」

第二次大戦以前にはどのような状況、人々に「排除」が適用されていたか不案内であるが、高度成長期(1945年～75年の「栄光の30年」)では、「排除」は歴史上一貫して社会に統合されてこなかったというカールモンドの人々に体現された世代的に継承・再生産された固定的な貧困状況と見なされていた⁴。それに対し、1990年代の新しい「排除」は労働者、そして大衆(社会)全体に関わるものとされる。<経済(資本制生産)の犠牲者であった労働者が、第二次大戦後には国家責任の「完全雇用制」のもとでフルタイマー・無期限契約労働者として、法定最低賃金や社会保障で保護されるようになり、労働者間の連帯は強化され、彼らの政治的そして社会的地位は強固になった。この労働者状態が崩壊した(また崩壊過程にある)>という認識が土台となって登場した。<「完全雇用制」、そして労働者が保護された社会(ロベール・カステルのいう「賃労働社会」)では、失業は極少数の者に体現され、それも摩擦的な短期の過渡的状況とされていたが、1980年代以降の大量失業、長期の慢性的失業になったこと、この失業の変容によって社会保障などの社会保護制度が機能不全に陥り、労働者(その大きな部分)が再び貧困化⁵にとらわれていること、または社会的に統合されずフランスの「社会的統一性」が脅かされている>。以上が「排除」に関する諸論(「排除」ではなく、他の名称を使う場合も)の共通点と思われる。

⁴ カールモンドがどのような人々を指すのかは[都留,2000a,11-12頁；2002,IV編1章2-(3)]参照。

⁵ フランスにおいて、1980年代以前は、貧困化 *pauperisme* とは19世紀後半産業革命期の労働者階級の状況に限定して使用されており、また貧困 *pauvreté* も1970年代半ばまでは社会に不適応な極貧層に体現された状況と見られていた。この点についての詳細な記述は[都留,2000a,11-34頁；都留,2002,IV編1章3,4]でしている。貧困化や貧困への言及は一般的になった現在でも、一定の人々に「貧困者」というカテゴリーを特定することには反発がある。本稿のII.-3で紹介するドマジエールも失業者を貧困者カテゴリーでとらえることを批判しているのは、以上のような背景もあるのである。

次に3人の社会学者を通じて具体的な「排除」論、そして「排除」への批判点を見る。

2. 「排除」に関する社会学者の諸論

(1) セルジュ・ポーガム 国立科学研究センター-CNRS 教授の「排除」概念の擁護

2000年の拙書で紹介したように、ポーガムは「排除」問題について1990年の博士論文をはじめ先駆的な調査および理論研究を行い、学界、政策領域の双方で最も活躍している社会学者の1人である⁶。ポーガムは、筆者に「自分は貧困研究の専門家ではないが、貧困に対する社会政策、とくにセイフティネットである扶助 assistance が、混乱し分裂した社会を調整し、統一性 cohésion を取り戻すためのキーの制度であると考えて研究を行ってきた」と説明された。彼自身は、「排除」ではなく、貧困化の過程にある人々の状況を「社会的剥奪（または社会的地位低下）⁷ disqualification sociale」として分析しているが⁷。ポーガムは＜「排除」は社会的に定着している「先行観念 prénotion」（デュルケム）であり、今日の貧困を分析する際にも「広い概念 concept-horizon」として使用できる＞、とその有効性を認める。そして、研究者の役割は、＜それぞれの専門領域において諸問題・現象を科学的につかみ、分析できるような概念へと組み立てなおすことであると＞と言う。

ここで、以上の「排除」概念の擁護と今後の課題について展開したポーガムの論文 [Paugam, 1998] をとりあげよう。この論文は、社会学者ミシェル・メスウのく「排除」は曖昧な概念であり、悲観主義の研究者が現実に対して集団的な幻覚に陥って「排除」を多発させている。「排除」を言及するならば、問題となっている現象の一貫した完全な性格を定義すべきである>[Messu, 1997] という批判への直接の反論である。ポーガムは、冒頭で「排除概念は多様に使用されており、不明瞭である」[Paugam, 1998, p.138]とまず記している。しかし、「(排除の) 最低限の定義は1990年代初頭の貧困への対処とともにになされ、…もはや所得基準のみから現象を分析するのではなく、特に社会的紐帯の切断に通じるハシディキャップの合併という多面的なプロセスとして現象を分析している」[Ibid., p.138]。そして「…多くの人々が保障・保護されていないという集団的な（大衆的な-引用者）リスクを反映させて、…成功している」[Ibid., p.139]と断言した。「排除」は政策的な概念であり、科学的な概念ではないというが、「それぞれの時代・段階で、少なくとも暗黙の方法で研究はこの概念に関連づけて問題状況を分析してきた。まだ知られていない現実を注目するにしろ、より深くメカニズムについて研究するにしろ、この概念に助けられて研究してきた」[Ibid., p.139]。もちろん、「(現実に排除に-引用者)関連する人々、そして(排除対策の一回)

⁶ ポーガムの研究業績は本稿ではすべてあげていない。[都留,2000a；都留,2002]の引用文献で見ていたい。政策領域での活躍については、「反排除基本法」で設置された貧困・社会的排除施策国民監視機関ONPESの委員としての諸施策に忌憚ない評価を行っている。

⁷ ポーガムの貧困研究の内容、そして「社会的剥奪」論については[都留,2000a,39,5 6-59, 202 頁]を参照。筆者のフランスの貧困研究はポーガムの貧困調査・貧困論から着手し、以後も大きな影響を受けている。

機関の数は膨大になっており、1つの概念で全ての社会現象・問題に適応し広げることは困難、いや不可能である。なによりもそれは社会的パラダイム、すなわち社会秩序・組織全体を示す概念だからである。…したがって、全てに適用できるコンセンサスがあるということではない」[Ibid., p.139]。とはいって、「科学的に正当で客観的な概念として、社会的な論議と区別された概念を見つけるように求めることはたわけたことである」[Ibid., p.141]と、社会的論議から遊離した科学研究はありえないことを強く主張する。「(自らが編者となつた共著[Paugam, 1996]で一引用者) 執筆した研究者(51人の人文・社会学者一同)は、…メスウが求めるような排除または『排除された人々』の定義を打ち立てようとはしなかつた。彼らは自分の研究領域で(問題状況に対して一同)使用されている概念を、実際の社会で存在し、そして政策上扱われている諸現象を分析するために作成された概念(「排除」一同)とつき合させて検討をした。この本の目的は、これらの研究者に、全てを定義できる排除概念を求めたのではなく、それを超えて排除概念を豊かにすることであった」[Ibid., p.139]と述べた。

そして再度、自らの貧困研究において「貧困」と「排除」の関連を示している。その関連は次の2表で示されているが、「貧困や排除は、…その時代、場所によって変化する概念である」[Ibid., p.145]こと、そして貧困が時代や社会とは無関係に、つねに「排除」とはならないことも指摘している。概観すると、<経済が未発達な社会(時代)では、多くの人々が貧困ではあるが、彼らの間では「社会的紐帯」は強固なため、最低限所得保障制度は未発達であるが、貧困者は社会に統合されている—「統合された貧困」。他方、大量の失業が顕著な現在の社会では失業者や不安定労働者は貧困に陥り、多くの人々が「社会的紐帯」が弱化、または喪失して(他稿では「社会的孤立化」ともされている)、社会に統合されておらず「排除された人々」とみなされるようになった—「剥奪的な貧困」>[Ibid., pp.145–148]という(表1、2参照)。

論文では、現在の南欧、西欧、北欧諸国の貧困研究と、貧困対策または排除対策にも言及し[Ibid., pp.148–157]、「貧困と排除はその場所や時代によって形態は異なるが、民主主義の社会では社会問題の中心になるのは殆ど必然である。貧困形態の存続、更新は、基本的人権については市民の平等性という宣言された理想に反するからである。…近代社会の平等理念と、生産システムの経済機能に結びついた不平等という矛盾は、全体として克服されていないからである」[Ibid., p.157]、と論文をしめくくった。

このヨーロッパの貧困および排除研究はポーガムが近年最も力を注いだ研究の1つであり、EU諸国の研究者との共同研究として、各国の貧困形態と最低限所得保障制度を比較した編著書[Paugam, 1999a]、を公刊している。また、オックスフォード大学における、EU諸国において失業が社会保障・社会福祉制度に与えた影響・変容についての共同研究[Paugam, 2000a]、さらにフランス国内では労働組合の協力の下、不安定雇用および就労状況とその労働者への調査研究に基づく450頁近い単著[Paugam, 2000b]もある。40代に入っ

〈表1〉 ポーガムによる「貧困の一般的性格」

	集団の表象	貧困者のアイデンティティ
統合された貧困	多くの人々が、社会的状況として貧困とみなされる社会的論議は、経済、社会、および文化の発展問題に収斂	貧困者は「排除された人々」ではなく、貧困のスティグマの少ない広い社会グループ
縁辺的貧困	克服された貧困 社会的論議は、縁辺的・社会・グループ（カール・モンド）の不平等問題、そして彼らの利益分配の問題に収斂	「貧困者」「（ジンメルの言う扶助受給者）という社会的地位の人々は非常に少なく、強いスティグマの付与「社会事業の問題（cas sociaux）」として言及される
剥奪的貧困	「新しい貧困」または「排除」の現象に対する集団的な認知、排除のリスクに直面しているという集団的恐れ	次第に多くの人々が「貧困者」または「排除された人々」と認定される。しかしその人々の状況、社会的地位は均質ではない。英米のアンダークラスの概念は、状況の多様性や不安定性のために不適切であるが、社会的論議においてはしばしば使用されている。

出典：[Paugam, 1998, p.159]

〈表2〉 ポーガムの「貧困を構成し、存続させる諸要素」

	雇用市場	社会的紐帯	社会保護システム
統合された貧困	経済の未発展、ヤミ（非合法）経済、隠された失業	強い家族連帯と隣保相扶	最低限所得保障の対象は少ない
縁辺的貧困	ほぼ完全雇用 失業の減少	家族連帯への依存は保持されているが、次第に減少	社会保護システムの一般化 極貧者には最低限所得保障（ただし限界ある内容）
剥奪的貧困	失業の増大 職業の不安定化 参入の困難	特に失業者、貧困者の間での社会的紐帯の弱化	最低限所得手当の受給者の顕著な増加、または貧困者への扶助の増大

出典：表1と同じ

たばかりと思われるポーガムではあるが、その研究において弱いと思われていた雇用問題に本格的に取り組み始めている。とくに 2000 年の不安定雇用に関する著書は、RMI 受給者の職業的参入という 10 年来経験から「雇用確保は、もはや住宅問題や物質的貧困、そして心理的な圧迫から解放させることはない」[Ibid., p. 1]とみて、労働者の自らの労働への満足度と雇用の不安定性という 2 つの位相から「雇用の特殊形態」(有期限雇用、派遣労働、実習生および徒弟、余儀なくされたパートタイマーなど) を分析する名著なのである。

(2) ロベール・カステル・社会科学高等研究院 EHESS 教授の「脱退」と「排除」

R.カステルも、1995 年に公刊した大著[Castel,1995]によってセンセーショナルな反響を呼び起した。今日の「排除」、そして広く労働問題や社会問題について語られ際に、この本が引用されないことはない。その内容についても筆者はすでに紹介したが、カステルは「排除」は「木を見て、森を見ない」概念であると言い使用せず、「脱退 *désaffiliation*」概念で状況を説明する⁸。カステルの「脱退」について、この日本語訳では「自らの意思による事態と思わせる」との意見もいただいたが、カステルの指す内容にふさわしい日本語が見つからず「脱退」とした。カステルが *désaffiliation* にこめた意味は、かつては組み込まれていた（=加盟または加入 *affiliation*）者・グループが、そこから切り離された（*dés + affiliation*）という点である。具体的には、<雇用の安定によって、社会の中で有用性を認められ、だからこそ闘うことのできた労働者が、そうした「社会統合ゾーン」から「脆弱化」（雇用の不安定化）、そして「扶助」（失業から扶助の受給）というプロセスを経て、孤立化し連帯もできない「脱退ゾーン」（失業状況の慢性化）へと落とされていく状況—「賃労働社会」の解体過程>をさす。カステルにとっては、「排除」とは極限的な状況とされ[Castel, 1996]、「脱退」とはプロセスであり、そして「脱退」は「社会的統一性」を取り戻すために「社会国家」—カステルは「福祉国家」という表現を嫌う一の、経済領域への強力な規制や指導などを不可欠とする概念なのである。結論を言えば、カステルにとって「賃労働社会」を再建するのは、国家政策としてのワークシェアリングであり、それがすべての労働者に安定雇用と社会保障・保護をもたらし、したがってデュルケム流の社会的な有用性にもとづく社会統合が再度可能になる前提なのである。

カステルの「排除」についての主張は、最近の共著、そのなかでのインタビュー[Castel, 2000]で、わかりやすくなっているので、以下その紹介を行う。

カステルは「排除という概念は、その多くの使用をみれば、非常に危険性があるようと思う。…（しかし、ここでは—引用者）あえて、厳格に使用されるような排除定義を提案したい」[Ibid., p.35]と述べる。その手法は、西欧諸国の、そして中世まで歴史を遡り過去の排除形態を参照にしながら、現代の形態を明らかにするものである。<前産業社会や非

⁸ カステルの「脱退」論と社会政策の課題および「社会国家」論は、[都留,2000a,60–63 頁]を参照。

民主主義社会での排除は、コミュニティから排除された放浪者 *vagabond*、コミュニティを制限されたり、特別のコミュニティに閉じ込められたり、コミュニティへの参入は認められたがあくまで特殊な地位での認可であったりしたユダヤ人、ロマ人、そしてアパルトヘイト下での黒人などの状況である。しかし、現在のフランスでは、過去の放浪者のようなラディカルな排除にとらわれる恐れがあるとは考えられず、また「公式の差別」に基づく排除もあるが（不法滞在などの好ましからざる外国人の帰国政策など）、差別のロジックとは明確に異なったロジックに規定されている。それは労働関係の不安定化と悪化であり、不安定化のプロセスを経て行き着く先というのが、排除の現代的性格である>[Ibid., p.42-47]。「社会のアンバランスな状況すべてに排除と名づけて、『狼が来た』と叫んではならない。実際に狼が来たときにそれを見失うリスクがあるからである。今日の社会問題全体のなかで、排除の特殊性を区別しなければならない。排除は有効ではあるが、社会問題全体ではない」[Ibid.,p.47] と、「排除」概念を使用するならば、限定して用いることを求めた。

さて、筆者が今回の論文で驚かされたのは、カステルは、この 10 数年来の「排除との闘い」の中心策である職業および社会への「参入援助」・「積極的な差別策」は、関連の人々を社会において特殊な地位、ステイグマを与えていたとして、現代的「排除」の典型が「この数年間の経緯から見て RMI 受給者」[Ibid.,p.47] であると述べたことである。カステルは、かつては失業者の職業上の参入を課題の 1 つとする RMI を、左派エコロジスト・A. ゴルツなどのベーシック・インカム論に比べれば「よりましたな制度」であり、また RMI や扶助は国家の社会統合をめざす最低限の努力である、と認めていたはずだが⁹、所得（再）分配施策や現行の参入施策では人々に社会的有用性をもたらさないと見るようになっている。

「参入政策は、もともとは、普遍的な制度へ再統合させようとする一時的な援助、困難なときを通過するための一時的な積極的な差別策であった。しかし、人はこの状況にとどめられ、…『恒久的に参入させられる』状況として、ある場合には生きることは以前よりも困難な状況になっている。それは決して真の統合策でもなく、多分将来もそうとはならないだろう。たとえば…『RMI の文化』というステイグマに通じているし、…決してソーシャルワーカーの援助が欠如しているから、クライエントが RMI から退出・脱出できない

⁹ 参入 *insertion* 施策は 1980 年代からの、失業率の最も高い青年、そして長期失業者などの困難層を対象にした職業教育や国庫補助雇用などの雇用政策で始まった。参入施策は労働市場での一般雇用（安定雇用）の確保を援助するために、雇用確保力 *employabilité* を保持させることを目的とし、従来の求職活動の援助や、労働力の流動化による直接的な雇用（再）配置に替わって、主要な雇用政策となった [Demaziere,1995,邦訳 104-108 頁]。また、参入は、住宅や医療アクセスへの援助などにも使われる概念となり、雇用政策は職業的参入とされ、後者は社会的参入と名称されるようになった[都留,2000a,164-174 頁]。

¹⁰ カステルの RMI に関する、以前の評価については[都留,2000a,201-205 頁]参照。カステルの RMI 関連文献は拙書の引用文献で見ていただきたい。なお、筆者が拙書出版の後の 2000 年 9 月にお会いしたときにも、筆者の、RMI や参入施策によって、一般的社会政策がおざなりになっているのではないか、との指摘に、この老大家は、むしろ RMI 制度などを擁護されていたのである。

恐れがあるのであるのではない。…(社会政策が一引用者)『排除との闘い』に焦点を絞るならば、排除を予防するための、上流での国家介入手段が禁じられるようになる」[Ibid.,2000,p.50]。そして、再度、「労働への最低限の参加がなくして、人々が何らかの社会的有用性をもつことができるとは、考えることが困難になるにしたがい、労働のシェアリングの必要性を以前よりも強く支持するようになっている」[Ibid., p.50]という。

そして、インタビュアーが「苦痛を感じている人々に注意しすぎると、苦痛の原因を忘れる」とのことわざを引き「あなたは『排除された者』に傾斜した態度の危険性に警鐘を鳴らしているのですね」というと、カステルは「それもまた、わたしが主張したかったことである。『排除された者』の境遇に無関心であれ、彼らを落とすに任せろと言っているのではないが、行き着いた先だけを見ることは、罠にはまる」[Ibid., pp.51–52]と返答した。

またインタビューでは、「脱退」論のもう1つの特徴である、国家 *Etat* の責務についても尋ねられ、「国家は唯一の指導者 *maître*、そして(国民の)パートナーとは思わないが、われわれの大切な資源 *principale ressource* であり、…(「社会国家」が支える社会は一引用者)完全な平等社会、または調和のとれた社会正義の社会ではないが、そこでは少なくとも各人は保障された居場所、つまり社会的有用性を持ち、その場所に付随した最低限の保護を享受できる」[Ibid.,p.51]と再度述べた。ちなみに、カステルは、労働者保障を特徴とする「賃労働社会」、それを支える「社会国家」体制は、第二次大戦以降に限定されるのではなく、その歴史的起点は19世紀末の第三共和制であると見ている[Ibid.,p.49]。

カステルは、今日の労働者の貧困や貧困化は否定していないが、それは、そして貧困対策も、ポーガムとは異なり主要な関心ではないこともわかるだろう。再度言うが、彼のそれは賃労働対策—最低賃金制度、そして使用者責任の明確な一般的社会保護である。

(3) デイディエ・ドマジエール・PRINTEMPS 社会学研究所長の「排除」批判

私的なことになるが、筆者は2001年の上半期に国立科学研究中心CNRSおよびベルサイユ大学・PRINTEMPS研究所において在外研究の任についた。その副所長(当時)ドマジエールは、失業者および不安定労働者の実証研究から、「排除」概念を厳しく批判している1人であり¹¹、彼との討論を心待ちにしていた。

ドマジエールは、<現在の「排除」概念は、カテゴリーのフレキシブルな特定・曖昧さ(失業者・不安定労働者全体をさしたり、ホームレスや不定住者 SDF に限定したりする状況)、さらには問題の生成メカニズムを明らかにしておらず、排除は状況分析の困難さを隠し、皆が感じている災難 *embarras* を説明するための、そして進行中の社会的変動を考えるための1つの用語にすぎない。それは、真剣にアンガージュされている議論ではなく、科学者、社会学者、歴史家が明確にすべき課題が多々残されている。現状では、調査で排除

¹¹ ドマジエールも、ポーガム編著書に「排除」批判論文[Demaziere,1996]を執筆している。

された人々自身の証言も集められておらず、証明も、明確な説明もされていない。したがって、排除カテゴリーは有効な社会改良に貢献できるかどうか疑わしい>[Demazière,1995,邦訳 25-27 頁]と述べていた。

ドマジエールとの討論や他の著作を通じて再確認したことは、彼も失業者が労働市場から排除され、貧困化していることについて異論はなく、それはむしろ彼が指摘したい失業者状況の 1 つである。しかし、失業者を「貧困者」として表象すること、そしてデュルケム社会学に基づき「社会システムの外部にいる者」、「排除された人々」とすることへの批判、さらに問題を「内部の者」と「外部の者」との関係に矮小していること (A.トウレーヌ) が、「排除」論への批判の中心である。とくにカステルが(ドマジエールによればカステルも「排除」支持論者である)、失業者を「余計者 *surnuméraires*」としたこと (それが経済システムの変容から余儀なくされた客観的状況であり、蔑称ではないとカステルはいうが)、そして「社会的変容をおこさせる真の力を組織化するための不可欠な条件を、…余計者はもってはいない。彼らはバラバラな原子のような存在であり、現代社会での自分の位置が若干悪くないようにする以外の他の希望は持てず、社会的には役に立たない無用の者 *inutiles* なのである」 [Castel, 1995 , p.441] という主張に代表されるような失業者定義への批判である。

ドマジエールの研究の方向は、雇用危機の犠牲者である失業者を、「雇用なし」や「求職者」という公式概念を見直し、権利あるものとして社会的に(公的だけでなく)認可される者へとカテゴリー化することである¹²。失業者を、労働者階級の 1 員として、しかし現役労働者とは相対的に独立した、アイデンティティをもった社会グループとし、したがって代表権をもち、現実の施策を自らの要求にそって動かせるものと位置づけることである。ちなみに、筆者翻訳書の「帶」に書かれた「失業は権利だ」に多くの人々が驚かれたようであるが、その意味を「失業することが権利」と見た誤解からである。「帶」のこの文言は筆者が選択したのではない、「失業の権利」を解説すると、失業者として社会に居場所をもち、代表権、意見表明、集団行動が保障されることを指す。

ドマジエールは、失業者、とくに長期失業者の貧困は社会運動を展開させることを困難にしているが、困難は苛酷な生活から招かれるだけでなく、もう 1 つは、彼らを「新しい貧困者」、「排除された者」、「余計者」、さらには「社会的に剥奪されている者」(ポーガム) として、劣等な社会的地位を与えた政策、具体的な諸施策にもよる (それに寄与した研究者やマスコミ報道も) と見ている[Demazière,1995, 邦訳 153-157 頁]。「失業の罠にはまつた人々の状況を示すために、排除カテゴリーに救いを求めるることは、失業の周辺で行われている典型的なゲームである。つまり、社会の一定のメンバーを『排除された人々』と特定することは、社会の機能に貢献できる能力の全否定であり、コミュニティの外部への投げ

¹² 問題意識については[Demazière,1995, 邦訳 v - vi 頁, 194-199 頁]で、そして新たな概念・カテゴリー作成過程は[Demazière,2002a, 2002b]を参照。

捨て、追放である」[Demazière et Pignoni,1998,p.47]。また、劣等な地位の者とされた人々、集団的意見の反映されない社会諸施策の内容がお粗末なものになっていることは当然の帰結であるという¹³。ドマジエールは、地域で結成され、全国組織をもつようになつた失業者組合・アソシエーションの調査を通じて、失業者の社会的地位は貶められているが、組織化の能力はあり、国家に対して自らの言葉で自らの要求を表明でき、大衆(社会)を説得できる潜在力はある。つまり、制度を動かす力を本来的に喪失している者ではない、という。

「(失業者は、多様な人々からなるが…) 多様性を認めることであり、集団行動が失業者を 1 つの社会的なグループへと発展させるベクトルであることを意味し、組織が連帯を形成し、フランス社会で不可欠とされる社会的統一性 *cohésion sociale* を築く場であることを確認する。集団活動を通して、失業者は他者による援助活動の受け手ではなく、または外部者の援助活動の対象ではなくなる。彼らは自らイニシアティブをとり、そして完全な行動家になり、他者から認可された(社会の)『メンバー』になるのである」[Ibid., p.192]。

ドマジエールの、失業者組織は「社会的統一性」を構築する集団的な力を持つという主張は、1997 年 - 1998 年冬季の 1 ヶ月以上もの失業者の集団行動—RMI や失業扶助などの引き上げ要求を掲げた、関連諸機関の占拠などの運動で証明されたという。そして、それを契機に政府も失業者組織を正式交渉相手(失業者の代表権)を認めざるを得なくなつたではないかという。ところで、カステルもこの失業者の「一大騒乱」を知らないはずはないが、彼は「…では失業者運動をどう考えるか。いくつかの失業者組織を知っているが、それは運動に共感する、そして説得させられた人々からなる小さなグループであり、ものごとの流れに重みをもっていない(社会の動きに影響を与えないー引用者)」[Castel,2000,pp.49-50]と述べた。もっともカステルは、失業者だけでなく、失業者が 300 万人を超しても労働運動は動かず「労働者階級は死んだ」[Ibid., p.58]とまで断言している¹⁴。

¹³ 筆者は、1980 年代初頭、初めて労働組合から独立した失業者組合を設立したモーリス・パガにもインタビューしたが、彼も「「排除との闘い」政策が専ら「貧困者」、「困難層」そしてホームレス対策に収斂し、「粗末な」援助となっている状況を批判していた。

しかし、ドマジエールに、フランスではたしかに「失業者」と「貧困者」の資格での保障では格段に格差があり、後者に還元されることを拒否するのは分かるが、日本では失業者と認定されても、失業保険は最大でも 1 年受給できず、ますます支給条件が厳しくなり、また 1999 年から始まった失業者就労も 6 ヶ月で打ち切られ社会保険の権利もなく何のメリットもない。むしろ生活保護受給に至ったほうが生活は安定する、というと苦笑していた。そして失業者が増加しているなかで、老齢退職年金の充実ではなく高齢者の停年延長・「生涯現役」が叫ばれ、雇用獲得競争を激化させる状況はまったく理解不能のようであった。M.パガは、「(日本の) そんな状況では失業者の組織化、運動は絶対不可能だ」と断言した。

¹⁴ フランスの労働組合は、1995 年冬季には緊縮財政・公務員削減・社会保障の圧縮に抗して 3 週間にわたる国鉄など公共交通・公務員の全面ストも成功させたし(EU の労働運動のお手本と各国の労働組合そして支持者から賞賛された)、筆者が滞在中の 2001 年度上半期には、3 月の待遇改善を求める助産婦のストから始まり、春のバカンスの真っ最中での早期定年退職を求める国鉄スト、浮上した大デパートの集団解雇へのストは解雇撤回を勝ち取ったし、さらに夏のバカンスを過ぎると労働時間週 35 時間制にともなう病院職員のスト、山猫ストを除いて宣言されたストは 3 日に 1 回という頻発ぶりに、わが国の労働運動の沈滞に比べて非常な活性に驚いていたのであるが、大量失業前のフランスでは労働運動の影響が現在の比ではなかったのだろう。

さて、ドマジエールの「失業者の代表権」について、フランスの民主主義、とくにフランスの社会政策の決定・実行のメカニズムから、若干の解説が必要である。フランスでは、政府は主要な労組ナショナルセンターを、経営者団体とともに「社会パートナー」と認可し、労働および社会生活に関する重要事項に関しては国家との交渉相手としている。筆者の研究領域である社会保障そして失業補償制度（法的には労使の協約制度であるが、すべての民間労働者への強制保険）では、労使の理事会からなり、「労」の社会グループでは被保険者選挙で代表労働組合が選出されている¹⁵。失業者の代表権とは抽象的な要求ではなく、現時点ではまず失業補償運営組織・全国商工業雇用協会 UNEDIC での「失業者」の代表組織の席の獲得である。ドマジエールは、今日の失業は、かつての一過的・通過的な性格を失い、長期の状況となっており、したがって失業者を、現役労働者と並ぶ、1つの社会グループを形成させる客観的な状況がある。そして、＜失業者組織は、内部の相互扶助に閉じ込められていたが、国家への長期の集団行動を組織でき、闘う手段も手に入れた。たしかに失業者全体からみれば組織されたものは少数であるが、それは初期の運動の常である。女性運動などと同様に、その背後には多数の人々がおり、彼らの要求をまとめ、彼らを代表できるになる弁証法的な状況がある＞[Demazière et Pignoni,1998,p.15, pp.233-234] という。

1997年の「反乱」のもう1つの要求である、失業扶助や RMI など失業者への社会的ミニマム(無拠出最低限所得)を法定最低賃金 SMIC の 75%までの引き上げについても見る（要求は実現されていないが、「反排除基本法案」に盛り込むべき最大の課題とした）。「（彼らの所得保障要求は）雇用の今日の具体的な状況—不安定化、フレキシブル化などへの批判と不可分である。…被用者およびその組織においては、『雇用の権利』というテーマは専ら労働時間の短縮を意味するものとなっているが、失業者組織では、同時に『雇用および所得の権利』という問題が生起する。…雇用と切り離された所得ではなく、雇用待機中の所得の保障である。すなわち、待機でき、尊厳ある生活のできる所得、どのような雇用でもアクセスを強要する生活の緊急性に抵抗できる所得という要求なのである」 [Ibid., pp.213-214]。

ドマジエールのいう失業者の要求や彼らへの施策だけでは、稼働能力のない貧困者が取り落とされるのではないかという懸念も出てくると思うが、これもフランスの現実を見なければ理解できない。社会的ミニマムを見ても高齢者や障害者の最低限所得は、1980年代初頭に SMIC の 70%（夫婦では 120%）を実現している。稼働能力のある者(失業者)への

¹⁵ わが国では社会保障制度を労使の運営形態をもって「自律的制度」などとされているが、「社会グループの代表権」という視点が肝心である。また、社会保障だけでなく他の雇用関連組織の席を得る組織・団体は国家 Etat からグループを代表しているという認可が不可欠であり、新たに結成された労働組合などはいかにして国家認可を取るかと努力する。デモやストライキの規模や質への注目、そしてそれに対して世論調査が必ず行われ、その結果が注目されるのは、それが国家認可のキーとなるからである。ともあれ、社会保障制度は国家からは独立または自立して管理・運営されているわけではない。

社会的ミニマムだけが、就労のインセンティブを損なわせないように、SMIC の 50%にとどめられているのである。代表権の問題についても、高齢者団体や障害者団体はすでに国家により社会グループとして認められ、福祉事務所の運営委員会などにその席を獲得できているのである。また、失業者団体の行動も 1 つの契機となり「反排除法」(1998 年 7 月)が制定されたが、法は貧困者支援の人道的アソシエーションに貧困者の代表として関連諸組織での席を与えた。他方、失業者組織には職業紹介所などの「利用者」委員会での席だけであり、社会的代表権に向けて大きな前進はしたが、その実質的効果はいまだ定かでない [Ibid., pp.247]。なお、ドマジエールや失業組織は、人道的アソシエーションを慈善団体と呼び、むろん、彼らが失業者を代表する組織にはなりえないと見ている。

さて、ドマジエールの失業（者）概念についての研究であるが、彼は、失業者とは「雇用なし」だけでなく、有期雇用、派遣、実習、季節雇用、余儀なくされたパートターマー、余儀なくされた退職高齢者、破産または SMIC 以下の収入しかない自営業者、RMI 受給者、さらには 1990 年代末から広がった下請けなどの外部労働や在宅労働、自営業と区別できなかった労働者のある部分などが「新しい資本主義」のもとでの新たな失業者カテゴリーと見て いる [Demazière, 2000]。また、雇用形態の悪化とともに 140 万人のワーキング・プアの存在・「職業から得る所得は過少となり、雇用はもはや貧困を防げなくなっている」 [Demazière, 1995, 邦訳 186 頁] ことも、失業概念見直しの根拠の 1 つとしている。「失業」、「社会的剥奪」、「脱退」と概念の名称は異なるが、社会問題と見る現象は、ポーガムやカステルと共通している（もちろんドマジエールは、名称は問題生成のメカニズム、さらに当事者の社会的価値を表象するものであり、名称が権利や施策内容を左右するという）。そして、RMI、そして参入施策などの問題点やその改善の方向では（改善を担う主体を重視するか否かという研究視点の違いはあるが）、同世代の良きライバルであるドマジエールとポーガムは一致するようになっているのである¹⁶。

3. 社会問題の基準のあるフランスと、それの欠如した日本

(1) 無保障状況ではない、フランスの「排除」

筆者はフランスの「排除」論を紹介したが、日本の状況に使用することにはためらいがあった(今もある)。「排除」が曖昧な概念であり、前述のような論争のある概念であるば

¹⁶ ポーガムも、RMI では、25 歳未満青年に単独の受給権を与えること、手当を雇用待機可能な水準まで引き上げること [Paugam, 2001, p.32]、国庫補助雇用などの職業的参入施策が細々としたカテゴリー別の対象をもち、これを是正しないままに次から次に新しい施策で屋上屋を重ねている点への批判 [Paugam, 2002] も、ドマジエールの、失業者をさまざまな法的かつ社会的カテゴリー・地位に分散させ、失業者のアンデンティティ、連帯の形成に障害をもたらしているという批判 [Demazière, 1995, 邦訳 153-157 頁； Demazière et Pignoni, 1998, pp.27-30] と共通している。ドマジエールに「あなたはかつてポーガムの博士論文である著書に批判的書評を書いたが、今度の本 [Paugam, 2000b] はどうだ」と言うと「大変すばらしい」と賞賛の言葉を惜しまなかつた。

かりではない。それは、まず、「排除は社会によって形態は異なる」とポーガムは言うが、フランスとわが国では社会状況があまりにも異なっていること、とくにフランスでは何をもって問題状況とするのか、という社会的基準では最低限の合意がある。「排除」の指す現象（または社会問題とされる現象）は、まずは雇用・失業問題であるが、フランスでは「完全雇用制」、無期限契約のフルタイムという雇用基準があり、失業だけでなく、そこから外れた不安定雇用を問題視している。他方、わが国では国家責任による「完全雇用制」が一度もめざされず、「高度成長期」でも、失業率は低かったが膨大な保障のない不安定雇用・「半失業」で補完されてきたし（これを「全部雇用」とし、擁護する研究者もいる）、現在では失業の克服と称して、国家の規制緩和策は不安定雇用をさらに増大させてている。

また、フランスでは社会保障・社会保護制度では、失業(不安定雇用を含む)の拡大とともに、制度から取り落とされた失業者を捕捉するために、次々と新たな措置を導入してきた。この新たな施策が、雇用モデルに合致した労働者とは格差ある保障となっていることを問題視するのであり、ポーガムの「多くの人々が保障されていない状況」を、わが国で文字通り理解するならば大きな誤りである。たとえばスティグマがあるという RMI も、わが国の生活保護とは異なりミーンズテストではなくインカムテストのみであり漏給は少ないことはすでに紹介している[都留,2000a,190-193 頁]。さらに、批判の多々ある排除対策であるが、「反排除基本法」とともに、2つの支柱の1つとされる「普遍的疾病保障法 loi portant création d'une couverture maladie universelle :CMU」（1999 年 7 月～）は、15 万人の疾病保険未加入者、全人口の 7 %（全人口 5900 万人余）が経済的理由で医療アクセスを諦めているとの調査結果を土台に制定されたものであること、ここでつけ加えよう。2000 年末現在 CMU(16 歳以上の所得要件による個人単位の保障)により、無拠出で一般的疾病保険（保障に格差あるわが国のような国民健康保険ではなく、民間労働者制度）に加入している人は 128 万人、保険給付外の自己負担を免除されている人 498 万人、両者の受給すなわち無拠出加入と自己負担なしで完全無償の医療を享受している人は 96 万人強（再掲値）である¹⁷。さらに、「排除」の極限といわれるホームレス状況も、放置された固定的な野宿者は見られず、RMI、疾病保険などを現実に受給しており無保障状況ではない[都留,2002a,pp.44-45;2002b,IV編]。

ともあれ、雇用や社会保障・社会政策のモデルや実態抜きの「排除」概念は、空洞のような概念である。また、「社会的紐帯」、「社会的統一性」という社会構成体のシンボル的な概念も、フランスの「排除」概念の核であることはおわかりいただけたと思うが、残念なが

¹⁷ 「普遍的疾病保障」の詳しい内容は[都留,2002,IV編-3章]参照。ここではフランスの医療保障についてのわが国での誤解を解いておきたい。わが国では、フランスの疾病保険は「現金給付」であり、受診者は医者および病院で一旦医療費など全額を支払い、後に疾病保険から保険給付分が償還されると説明されることが相変わらず多い。しかし、現在では地域の医師会と疾病金庫の協定が結ばれ、病院からの請求にしたがって疾病金庫から病院に支払われている。また保険給付外の自己負担分も共済組合などがカヴァし（共済組合未加入者にはCMUが補足カヴァ措置）、受診者は窓口で支払う必要はないのである。

ら、るべき社会を表象するような概念は日本にはない。貧乏・貧困は生活上の災難という認識はあると思うが、豊かな社会において貧困はありえない、という経済神話が継続しており、ポーガムの貧困分類を参照すれば、大量失業時代にもかかわらず大衆的な貧困ではなく、相変わらず特殊な「縁辺的貧困」というとらえ方である（「生活保護」の惨憺たる実態を見よ）。

(2) 研究者の役割

最後に、本稿のサブテーマである「排除」概念を「わが国の状況に使用することは可能か」に回答しなければならない。結論は、日本において「排除」概念を採用するにしろ、使用しないにしろ、まずは、わが国でも何をもって「社会的災難」または「容認できない事態」と見るかという基準（それは「人間共同体としての社会」、または国家ではなく國 nation を成立させる基準もある）の作成、そして関連の人々の社会的価値を低下させないカテゴリーの組み立てが不可欠である、ということである。研究者は、確固とした概念へと至るプロセスとして、どのような名称であろうと概念の輪郭・境界についての仮説を示し、事実において検証して、それが社会的合意を得るように、つまり解決すべき問題であると認識させる強いインパクトをもつ概念を示す責任があると思う¹⁸。

¹⁸ 筆者は、わが国でも失業、そしてホームレス問題が社会的災難（社会問題）を形成していると見て調査研究を行ってきた。問題性の要素は、「家族」、「住宅での居住」、「雇用」、そして「（皆保険皆年金といわれる全国民を対象とするという）社会保障の欠落」を重視している。フランスのように住宅や雇用の質を問い合わせながら、所得基準のみではなく、以上の4つを軸にして、とくに「雇用」を中心に社会的孤立に通じるハンディキャップの合併というプロセスとして現象を分析（ポーガム）することは可能ではないかと考える。筆者たちが行った小さな調査ではあるが、分析の一端をあげておく。

まずは、失業者調査(1999年6~7月の中高年齢求職者136人の面接調査である[都留,1999 d ;2000 b])。「家族」については、40代54人中19人、50代12人では7人に配偶者がおらず、単身世帯がそれぞれ3割と4割とこの年齢層では「不自然な」状況である。失業中の唯一の所得保障といつてもよい雇用保険では、受給中は「雇用なし」125人中は63人と半数（全国的には失業者の30%しか受給していないのだから、この状況はよい）、そして31人25%が権利を費消し、そして14人は受給資格もなかった（前職は自営業、建築日雇、清掃および警備などの不安定雇用）。その結果、そして家族の収入もない無収入世帯は20世帯、10万円未満が6世帯。なお60代以上の無収入世帯3は女性世帯主の無年金世帯である。彼らの生活は貯金の取り崩しが主たるものだが、預貯金なし14世帯、そして消費者金融・サラ金での借金世帯が19世帯であった。社会保障制度は、逆に保険料・税という形で家計支出に重い負担である。こうした「緊急性に支配された」失業中の生活は、雇用とはいえない就労を余儀なくさせる。14人が「現職有り」だが、前月収入のあるものは11人、3人は会社に籍はあるが先月は仕事がなかった。6人は時間給・日給の警備職、2人は土木日雇であり、退職年金と雇用保険受給の高齢者1人を除くと、すべて窮屈した中での求職活動である。そして、今は借家に住むが、家族もなく、貧困を脱出させる仕事もなく、社会保障もなく、債務を負い、くわえて住民票もない人々、つまり早晚に路上生活へと転落すると思われる人々が3人いた。居住する「住宅」を見ると、67世帯が民間借家、7世帯は公営住宅に住み、住居喪失のリスクは3人にとどまらない。以上は136人とわずかな捕捉でしかないが、350万人の完全失業者、そして失業に直面して余儀なくされた不安定労働者において、調査で明らかになった「容認できない貧困と不安定化状況」は例外的な状況ではないと思う。

1998年2月につづき、2001年2月に実施した広島市での路上生活者悉皆調査の結果[広島路上生活を明らかにする会,2002]も一部紹介しよう。前回調査の98人から198人と2倍強に増加し、平均年齢は57歳、50代以降の「高齢者」が8割で、他方35歳未満が実数は増加したとは5%にとどまる。そして食事、就寝もままならず、容認できない疾病および体調不良の状況が確認できた。しかし現在の無保障状況、つまり極限的な状況だけを見ていては問題の本質を失う恐れ（カステル）があり、路上生活へ至

「排除」のような「先行観念」のないわが国では、研究者の社会的責任は大きい。現状への諦め、または現実の弁護・追認ではなく、さらに表現だけは勇ましい政策批判ではなく、有効な概念をもって問題の発見に一助となり諸制度改善に何らかの貢献ができた、と後で納得できるような研究を行いたいと、筆者は思う。「(めざましい経済成長をとげたドイツでは貧困はマージナルな状況とみられていたがー引用者) 今日ドイツの社会学者は、貧困問題に敏感となり、『克服された貧困』という支配的な集団的表象への反論を行っている。フランスとイギリスの社会学者は、排除の現実と社会政策の欠落を分析し、指摘している。…社会学者は、貧困、排除のような重要な課題について、常に社会的論議に参加し、結果として制度の変革に寄与している」 [Paugam,1998, p.157] 。

【参考文献】

- 広島路上生活を明らかにする会他 1998 :『広島市のホームレスⅠ—路上生活者調査（1998年2月4日）報告書』。
—— 2002 :『広島市のホームレスⅡ—第二次路上生活者調査（2001年2月10日）調査報告書一』。
都留民子 1999a (尾上麻紀子との共著) : 「『ホームレス』問題の所在—広島の『ホームレス』と福祉援助」、日本社会福祉学会『社会福祉学』39-2（通巻59）,、172-188頁。
—— 1999b :「フランスの『ホームレス』問題と社会施策」、社会政策学会編『日雇

るプロセスを見るに至る。まず「家族」を見ると、1組の夫婦を除くと単身の路上生活者である、6割近く結婚歴があり、かつては自らの家族を築いていた人の方が多い。また、わが国の野宿者研究は、土木・建築の日雇労働からの太い経路を明らかにしていたが、本調査では様相を異にしている。「職業歴」を見ると、路上生活前の最長の職業は「専門・技術職」や「管理職」を含み、全ての職種（「日本標準職業分類」の大分類）から出現している。最も多い職種は今回も「製造・製作作業」つまり工場労働者、次は「建設作業」、そして「土木・運搬作業」であり、以上の3種の労働者が6割を占めている。その他ではバチンコや飲食などの「サービス職」、「運輸通信」(すべて運転手)が顕著な増加を見せ、「事務職」、「販売職」、「農林漁業」、「清掃その他労務」も、実数では増加した。最長職の安定性をみると、「常雇=正社員」かつ「職域の社会保険に加入」の「安定雇用」は53%、「不安定雇用」36%、自営主・家族従業者そして自由業を「その他」8%であった。最長職から、路上生活直前の職業(直前職)への移行をみると(直前職などの詳細は除く)、「職業なし」が1人から14人となったが、注目すべきは6割の人々が、かつては最下職といわれた日雇の「建設関係職（土木・建設産業での運転手なども含む）」を経ることなく路上へと至っているのである。最長職で6割を占めていた建設産業以外の人々で「建設関係職」へ移動したのは2割でしかない。また直前職でも「安定雇用」の人が33%と3人に1人であったことも驚かされた。わが国の「安定雇用」の内実、路上生活を防げなかつた被用者社会保険の機能不全は、貧困や社会問題の要因としての雇用問題への注視を要請している。ちなみに、路上生活の直接的要因は6割が「解雇」・「倒産」・「仕事がなくなった」・「退職」など「仕事の問題」をあげており、フランスの不定住者(宿泊施設滞在者など)の多くが「外国生まれ」、かつて1度も雇用の経験のない、または家族問題をかかえる20代の青年であり(参考文献は注(1))、日本ではホームレスに至る貧困化の要因・プロセスはまったく異なっている。仮説の段階ではあるが、わが国では「普通の失業者」が路上生活に転落する可能性は非常に高いのではないか。以前の「住宅」状況も、「飯場・労働者寮」・「住み込み」・「社宅」の「仕事に付随した居住」が3人に1人の割合にもなっており、雇用の内容を中心にして路上生活者以外の人々の貧困分析も必要であることがわかった。

労働・ホームレスと現代日本』御茶の水書房、101-120 頁。

- 1999c :「フランスの『反排除法』にみる『ホームレス』対策」、『市政研究』第 124 号、49-59 頁。
- 1999d :『広島市の中高年求職者—ハローワーク広島東における調査（1999 年 6 月 17 日～7 月 6 日）結果報告書』県立広島女子大学生活科学部・都留研究室。
- 2000a :『フランスの貧困と社会保護—参入最低限所得(RMI)への途とその経験』法律文化社。
- 2000b :「失業者・家族の生活—広島市の中高年求職者調査を材料にして—」、『県立広島女子大学生活科学部紀要』第 6 号、159-169 頁。
- 2001 :「フランスの『連帯』と『排除との闘い』から思うこと」、『シェルターレス』No.9、34-39 頁。
- 2002a :「フランスの好況下でのホームレス問題」、大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第 102 卷第 3・4 号、40-55 頁。
- 2002b :「IV 編 フランス」1・2・3・4・6 章、小玉徹/中村健吾/都留民子/平川茂編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社。
- Castel, Robert 1995 : *Les Métamorphoses de la question sociale. Une chronique du salariat*, Fayard.
- 1996 : Les marginaux dans l'histoire, in Paugam, Serge (dir.), *L'exclusion. L'état des savoirs*, La Découverte.
- 2000 : Cadrer l'exclusion, in Saül Karsz (dir.), *L'exclusion, définir pour en finir*, Dunod, pp.35-60.
- Demazière, Didier 1995 : *La sociologie du chômage*, La Découverte, coll. « Repères », 都留民子訳
2002 :『失業の社会学—フランスにおける失業との闘い』法律文化社。
- 1996 : Chômage et dynamiques identitaires, in Paugam, Serge (dir.), 1996, op. cit., pp.335-343.
- (et Pignoni, Maria-Teresa) 1998 : *Chômeurs : du silence à la révolte. Socio-logie d'une action collective*, Hachette, littératures. 都留民子監訳『行動する失業者—ある集団行動の社会学』法律文化社、近刊。
- 2000 : Les actions collectives de chômeurs, in : *Projet*, n°262, pp.27-36.
- 2001 : Quand les chômeurs vieillissent. Dispositifs de gestion des chômeurs et catégorisations sociales, in: *Journées d'études sur les dispositifs de gestion*, Laboratoire Printemps, novembre.
- 2002a : *Comment peut-on être chômeur ? La sociologie et l'éénigme des catégories sociales*, Paris, Belin.
- 2002b : *La sociologie et le jeu des catégories sociales. Le cas exemplaire du chômage*, habilitation à diriger des recherches en sociologie, PUF.

- Guitton,Christophe 1992 : Chômage, indemnisation, insertion : la nouvelle géométrie de la protection sociale, in: Boullaguet, Paoricia/Guitton, C.(dir.), *Le chômage de longue durée. Comprendre, agir, évaluer*, Syros, pp.294-300.
- Messu,Michel 1997 : L'exclusion : une catégorisation sans objets, in : *Genèse n°27*, pp. 147-161.
- Paugam,Serge (dir.) 1996 : *L'exclusion. L'état des savoirs*, La Découverte.
- 1998 : Les formes contemporaines de la pauvreté et de l'exclusion-le point de vue sociologique, in: *Genèses n°31*, pp.138-158.
- 1999 : *L'Europe face à la pauvreté. Les expériences nationales de revenu minimum*, La documentation Française.
- (and Gallie Duncan) 2000a : *Welfare regimes and the experience of un- employment*, Oxford University Press.
- 2000b : *Le salarié de la précarité. Les nouvelles formes de l'intégration professionnelle*, PUF.
- 2001 : Débat avec Emmanuelli Xavier et de Foucauld Jean-Baptiste, in : *Liaisons sociales n°7*, pp.30-32.
- 2002 : Il faut réviser nos modes d'intervention sociale, in : *ASH N°2259*, pp. 37-39.

(研究成果の刊行に関する一覧表)

1. 書籍

小玉徹 (KODAMA, Tohru) ／中村健吾 (NAKAMURA, Kengo) ／都留民子 (TSURU, Tamiko) ／平川茂 (HIRAKAWA, Shigeru) 編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社、2003年。

2. 論文

福原宏幸 (FUKUHARA, Hiroyuki) 「EUにおけるホームレス支援策と Social Exclusion」、大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第102巻第3・4号、2002年3月。

——「欧洲における社会的排除との闘い—その動向と課題—」、『部落解放研究』145号、2002年4月。

岡本祥浩 (OKAMOTO, Yoshihiro) 「ホームレス生活者の現状とその支援制度」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社、2003年。

——「社会への再参入のための『ナショナル・アクション・プラン』」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社、2003年。

小玉 徹 (KODAMA, Tohru) 「どうみる日本のホームレス法—イギリスと比較して—」、新宿ホームレス支援機構編『季刊 Shelter-less』No.14、2002年。

——「自立支援事業になにが求められているか」、『世界』(岩波書店) 2003年4月号、2003年3月。

庄谷怜子 (SHOYA, Reiko) 布川日佐史と共に著「ドイツにおける社会的排除への対策」、国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』第141号、2002年12月。

——「野宿者が社会的困難を克服するための援助— Hilfe zur Selbsthilfe (自助のための扶助) —」、『神戸女子大学社会福祉学研究』第6号、2002年12月。

——「公的扶助をベースに、NPO と自治体による多方面の支援システムを展開するドイツ」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社、2003年。

都留民子 (TSURU, Tamiko) 「フランスの好況下でのホームレス問題」、大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第102巻第3・4号、2002年3月。

——「ヨーロッパにおけるホームレス問題への挑戦」、社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』法律文化社、2002年。

——「フランスの『排除』概念—わが国の社会問題に使用することは可能か—」、国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』第141号、2002年12月。

——(翻訳) ディディエ・ドマジエール『失業の社会学—フランスにおける失業との

- 闇い—』法律文化社、2002年。
- (翻訳) ディディエ・ドマジエール／マリア＝テレーザ・ピニュニ『行動する失業者—ある集団行動の社会学—』法律文化社、2003年。
- 中村健吾 (NAKAMURA, Kengo) 「EUの環境政策における多次元的ネットワーク・ガバナンス」、環境情報科学センター編『環境情報科学』第31巻第2号、2002年7月。
- 「グローバリゼーションと地域統合の時代における社会政策の可能性」、社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』法律文化社、2002年。
- 「EUにおける『社会的排除』への取り組み」、国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』第141号、2002年12月。
- 「国民国家を超える公共圏の可能性—EUの将来像をめぐるドイツでの論争—」、立命館大学人文科学研究所公共研叢書編集委員会編『新しい公共性を求めて』有斐閣、2003年。
- 中山 徹 (NAKAYAMA, Tohru) 「イギリスにおけるホームレス問題と『野宿者』(Rough Sleeper) 対策」、大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第102巻・第3・4号、2002年3月。
- 「イギリスにおけるホームレス問題と「野宿者」(Rough Sleepers) 対策」、社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』法律文化社、2002年。
- (資料紹介) 「交通・地方政府・地域省『将来の野宿者を予防する 事例ハンドブック』(その1) (伊藤泰三、垣田裕介と共に著) 大阪府立大学社会福祉学部『社会問題研究』第52巻第1号、2002年6月。
- (資料紹介) 「交通・地方政府・地域省『将来の野宿者を予防する 事例ハンドブック』(その2・完) (垣田裕介と共に著) 大阪府立大学社会福祉学部『社会問題研究』第52巻第2号、2003年1月。
- 「野宿者の現状と野宿者支援策」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題(上) —実態と政策—』法律文化社、2003年。
- 檜谷美恵子 (HINOKIDANI, Mieko) 「住宅政策と住宅困窮者支援施策」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題(上) —実態と政策—』法律文化社、2003年。
- 嵯峨嘉子 (SAGA, Yoshiko) 「ドイツにおけるホームレス対策」、大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』第102巻第3・4号、2002年3月。
- 「ドイツにおけるホームレス支援政策」、社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』法律文化社、2002年。
- 「社会扶助法によるホームレス生活者支援策」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題(上) —実態と政策—』法律文化社、2003年。
- 「住宅政策」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題(上) —実態と政策—』法律文化社、2003年。

小池隆生 (KOIKE, Takao) 「連邦政府のホームレス生活者対策—マキニー法の成立・展開を軸に—」、小玉徹ほか編著『欧米のホームレス問題（上）—実態と政策—』法律文化社、2003年。

Matthew D. Marr “Seeking Work Daily: Supply, Demand, and Spatial Dimensions of Day Labor in Two Global Cities,” (in collaboration with Abel Valenzuela, Jr., Janette Kawachi) *International Journal of Comparative Sociology*, Volume 43, Issue 2, 2002.